

岐阜県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第五号

岐阜県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岐阜県条例第四十一号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル簿の様式）

第二条 法第七十五条第一項に規定する個人情報ファイル簿は、別記第一号様式のとおりとする。

（開示請求書の様式）

第三条 法第七十七条第一項に規定する開示請求書は、別記第二号様式のとおりとする。（開示決定通知書等の様式）

第四条 法第八十二条第一項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- 一 法第七十六条第一項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 別記第三号様式
- 二 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 別記第四号様式
- 三 法第八十二条第二項の書面は、別記第五号様式のとおりとする。
- 四 条例第三条第二項の書面は、別記第六号様式のとおりとする。
- 五 条例第四条の書面は、別記第七号様式のとおりとする。

（事案移送書等の様式）

第五条 法第八十五条第一項及び第九十六条第一項の規定による事案の移送は、別記第

八号様式により行うものとする。

- 2 法第八十五条第一項及び第九十六条第一項の書面は、別記第九号様式のとおりとする。

（意見照会書等の様式）

第六条 法第八十六条第一項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、別記第十号様式のとおりとする。

- 2 法第八十六条第二項の書面は、別記第十号様式のとおりとする。

- 3 法第八十六条第三項（法第一百七条第一項において準用する場合を含む。）の書面は、別記第十一号様式のとおりとする。

（電磁的記録に記録された保有個人情報の開示の方法等）

第七条 法第八十七条第一項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、公安委員会が適当と認める方法とする。

- 一 公安委員会が保有する専用機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて用紙に出力することができる電磁的記録 当該電磁的記録を公安委員会が保有する専用機器及びプログラムを用いて用紙に出力したもの若しくは再生したものの閲覧若しくは視聴又は用紙に出力したものの写しの交付

- 二 公安委員会が保有する専用機器及びプログラムを用いて用紙に出力することができない電磁的記録 当該電磁的記録を公安委員会が保有する専用機器及びプログラムを用いて再生したものの閲覧、聴取又は視聴

- 2 法第八十七条第一項の規定により写しを交付する場合の部数は、一件の開示請求につき一部とする。

（開示の実施方法等申出書の様式）

第八条 令第二十六条第一項の書面は、別記第十二号様式のとおりとする。

（訂正請求書の様式）

第九条 法第九十一条第一項に規定する訂正請求書は、別記第十三号様式のとおりとする。

（訂正決定通知書等の様式）

第十条 法第九十三条第一項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- 一 法第九十条第一項の規定による訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定

別記第十四号様式

二 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 別記第十五号様式

2 法第九十三条第二項の書面は、別記第十六号様式のとおりとする。

3 法第九十四条第二項の書面は、別記第十七号様式のとおりとする。

4 法第九十五条の書面は、別記第十八号様式のとおりとする。

（訂正実施通知書の様式）

第十一条 法第九十七条の書面（情報提供等記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第二条第九項に規定する特定個人情報を含む。）の訂正を実施した旨を通知する場合に係るものを除く。）は、別記第十九号様式のとおりとする。

（利用停止請求書の様式）

第十二条 法第九十九条第一項に規定する利用停止請求書は、別記第二十号様式のとおりとする。

（利用停止決定通知書等の様式）

第十三条 法第一百一条第一項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

一 法第九十八条第一項の規定による利用停止（利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。）の請求（以下「利用停止請求」という。）に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 別記第二十一号様式

二 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 別記第二十二号様式

2 法第一百一条第二項の書面は、別記第二十三号様式のとおりとする。

3 法第一百二条第二項の書面は、別記第二十四号様式のとおりとする。

4 法第一百三条の書面は、別記第二十五号様式のとおりとする。

（審査会諮問通知書の様式）

第十四条 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知は、別記第二十六号様式により行うものとする。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

1 岐阜県公安委員会が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成十八年岐阜県公安委員会規則第三号）は、廃止する。

附 則（令和七年六月十三日 岐阜県公安委員会規則第十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記 録 項 目	
記 録 範 囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	☐ 含む ☐ 含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	

個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	令第21条第7項に該当する ファイル □ 有 □ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	□ 該当 □ 非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)		
	(所在地)		
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)		
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)		
	(所在地)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間			
備 考			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 要配慮個人情報欄、個人情報ファイルの種別欄及び行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

書 求 請 示 開

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

氏 名

郵便番号

住所（居所）

電話 番 号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。

請 求 者 の 区 分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
開示請求をする保有個人情報の内容	
開 示 の 実 施 の 方 法 等 [この欄の記載 は任意です。]	1 庁舎における開示の実施を希望する。 <実施の方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 <実施の希望日> 年 月 日 2 写しの送付を希望する。

(開示の実施の方法及び開示の実施の希望日については、希望に沿えない場合があります。)

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類

☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）

☐ 個人番号カード

☐ 在留カード又は特別永住者証明書

☐ その他（ ）

☐ 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

イ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

- (ア) 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生）
☐ 成年被後見人
☐ 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所（居所） _____

(エ) 本人の電話番号 _____

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本
（請求日前30日以内に作成されたもの）
☐ 登記事項証明書
（請求日前30日以内に作成されたもの）
☐ その他（ ）

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- 請求資格確認書類 ☐ 委任状
（請求日前30日以内に作成されたもの）
☐ その他（ ）

注1 請求者の区分欄及び開示の実施の方法等欄の各欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等）が必要です。

3 開示の実施の方法等欄及び請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。

4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課（所）等	[担当課（所）] [電話番号]（ ） — [担当者] （内線）	受領印押印欄
処 理 状 況	年 月 日 決 定 （ 開 示 ・ 部 分 開 示 ・ 不 開 示 ）	
決 定 期 限	年 月 日	
整 理 番 号		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

開 示 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

1 開示請求のあった保有個人情報の内容

--

2 開示する保有個人情報の利用目的

--

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで

（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数

(4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用 円

写しの送付に要する費用 郵便切手 円分

4 連絡先

電話	内線
----	----

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の
翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することも
できます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算
して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この
訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日
の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

1 開示請求のあった保有個人情報の内容

--

2 開示しないこととした部分及びその理由

--

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで

（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数

(4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用

円

写しの送付に要する費用 郵便切手

円分

5 連絡先

電話	内線
----	----

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

不 開 示 決 定 通 知 書	
第 号 年 月 日	
様	
岐阜県公安委員会 印	
年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。	
開示請求のあった 保有個人情報の内容	
開示しないこととした根拠規定及び 当該規定を適用する理由	
連 絡 先	電話 内線
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日 の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の 翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することも できます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。 なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日 の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算 して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この 訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。 なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日 の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	

決 定 期 限 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第2項の規定により、次のとおり決定する期限を延長しましたので通知します。

開示請求のあった 保有個人情報の内容	
延長後の決定期間	日 (開示決定等期限 年 月 日)
延 長 の 理 由	
連 絡 先	電話 内線

決 定 期 限 特 例 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例第 4 条の規定により、次のとおり決定する期限を延長しましたので通知します。

開示請求のあった 保有個人情報の内 容	
岐阜県個人情報の 保護に関する法律 施 行 条 例 第 4 条 （開示決定等の期 限の特例）の規定 を適用する理由	
残りの保有個人情 報について開示決 定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開 示決定等を行い、残りの部分については、次の期限まで に開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
連 絡 先	電話 内線

事 案 移 送 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり移送します。

請求のあった 保有個人情報の内 容	
請求者氏名等	氏 名 : 住所（居所） : 連絡先 : 法定代理人又は任意代理人による請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所（居所） _____
添 付 資 料 等	
備 考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨）
連 絡 先	電話 _____ 内線 _____

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、本人の状況のうち該当する
☐にレ印を付すこと。

事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の 請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

請求のあった 保有個人情報の内 容	
移 送 を し た 日	年 月 日
移送をした行政機 関等（公安委員会） の連絡先	電話 内線
移送を受けた行政 機関等（ 決定 等をする行政機関 等）	
移送を受けた行政 機関等の担当課等	電話 内線
移 送 を し た 理 由	

意見照会書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第86条第 項の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先（連絡先）	電話 内線
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	

開 示 決 定 に 係 る 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

開示に反対する意見書の提出
年 月 日付けで審査請求のありました
開示に反対する意思の表示

保有個人情報について、次のとおりその全部一部を開示することとしましたので、
個人情報の保護に関する法律第86条第3項
個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第
3項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
連絡先	電話 内線

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。
なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

開 示 の 実 施 方 法 等 申 出 書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

氏 名

郵便番号

住所（居所）

電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示 決定通知書等の日 付及び文書番号	日 付： 文書番号：
開示請求に係る保 有個人情報の内容	
開示の実施の方法	1 庁舎における開示の実施を希望する。 <実施の方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 <実施の希望日> 午前 年 月 日 午後 2 写しの送付を希望する。 写しの作成に要する費用 同封する郵便切手等の額 円 円

注 1 開示の実施の方法欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 開示の実施の方法欄で1に該当する場合は、該当する□にレ印を付してください。

訂正請求書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

氏 名

郵便番号

住所 (居所)

電話 番 号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

請 求 者 の 区 分	1 本 人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
訂正請求をする保有個人情報の内容	決定通知書の文書番号： 決定通知書の日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂 正 請 求 の 理 由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類

☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）

☐ 個人番号カード

☐ 在留カード又は特別永住者証明書

☐ その他（ ）

☐ 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたものに限り。）を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

訂 正 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容		
訂 正 の 内 容	訂正前	
	訂正後	
訂 正 年 月 日	年 月 日	
連 絡 先	電話	内線

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。
なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

一 部 訂 正 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容		
訂 正 の 内 容	訂正前	
	訂正後	
訂正をしないこと とした部分及びそ の理由		
訂 正 年 月 日	年 月 日	
連 絡 先	電話	内線

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の
翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもで
きます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算
して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この
訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。
なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日
の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

不 訂 正 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	
訂正をしないこと とした理由	
連 絡 先	電話 内線

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。
なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

決 定 期 限 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり決定する期限を延長しましたので通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内容	
延 長 後 の 期 間	日 (訂正決定等期限 年 月 日)
延 長 の 理 由	
連 絡 先	電話 内線

決 定 期 限 特 例 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり決定する期限を延長しましたので通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	
個人情報の保護に 関する法律第95条 （訂正決定等の期 限の特例）の規定 を適用する理由	
訂正決定等をする 期限	年 月 日
連 絡 先	電話 内線

訂 正 実 施 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで提供しました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により、次のとおり訂正の実施をしましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正の実施をした 保有個人情報の内 容		
訂正請求者の氏名		
訂 正 請 求 の 趣 旨		
訂 正 の 内 容	訂正前	
	訂正後	
訂 正 年 月 日	年 月 日	
連 絡 先	電話	内線

利用停止請求書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

氏 名

郵便番号

住所 (居所)

電話 番 号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

請 求 者 の 区 分	1 本 人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
利用停止請求をする保有個人情報の内容	決定通知書の文書番号： 決定通知書の日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨	1 法第98条第1項第1号該当→ ☐ 利用の停止 ☐ 消去 2 法第98条第1項第2号該当→ 提供の停止
利用停止請求の理由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類

☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）

☐ 個人番号カード

☐ 在留カード又は特別永住者証明書

☐ その他（ ）

☐ 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

(エ) 本人の電話番号

請求資格確認書類

- ☐ 戸籍謄本
(請求日前30日以内に作成されたもの)
- ☐ 登記事項証明書
(請求日前30日以内に作成されたもの)
- ☐ その他 ()

請求資格確認書類

☐ 委任状
(請求日前30日以内に作成されたもの)

☐ その他 ()

5 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限りです。

担当課(所)等	[担当課(所)] [電話番号] () - (内線)		受領印押印欄
処 理 状 況	年 月 日 決定 (利用停止・一部利用停止・不停止)		
決 定 期 限	年 月 日		
整 理 番 号			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

利 用 停 止 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求の あった保有個人情報 の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
連 絡 先	電話 内線

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。
なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

一部利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求の あった保有個人情報 の内容	
利用停止の内容	
利用停止をしない こととした部分及 びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
連絡先	電話 内線

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。
なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

利 用 不 停 止 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。

利用停止請求の あった保有個人情報 の内容	
利用停止をしない こととした理由	
連 絡 先	電話 内線

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県公安委員会となります。）。
なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

決 定 期 限 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり決定する期限を延長しましたので通知します。

利用停止請求の あった保有個人情報 の内容	
延長後の期間	日 (利用停止決定等期限 年 月 日)
延長の理由	
連絡先	電話 内線

決 定 期 限 特 例 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり決定する期限を延長しましたので通知します。

利用停止請求の あった保有個人情報 の内容	
個人情報の保護に 関する法律第103 条（利用停止決定 等の期限の特例） の規定を適用する 理由	
利用停止決定等を する期限	年 月 日
連 絡 先	電話 内線

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 号
年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

年 月 日付けの審査請求については、次のとおり岐阜県個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求の内容	
諮 問 し た 日	年 月 日
連 絡 先	電話 内線